

財産目録
平成31年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金		-		-	-	37,597,326
預貯金	県央愛川農業協同組合ほか	-	運転資金として	-	-	37,597,326
事業未収金	介護予防ケアマネジメント 費収入など	-	地域包括支援センター運転 資金として	-	-	9,904,652
未収金	愛甲商工会	-	雇用保険料	-	-	16,203
未収補助金	地域介護予防活動支援事業	-	地域包括支援センター運転 資金として	-	-	282,000
貯蔵品	郵便切手	-	通知発送経費として使用	-	-	16,089
商品・製品	ふれあいショップ希望	-	棚卸資産	-	-	96,347
前払金	コンテナ利用料	-	31年4月分として	-	-	21,600
その他前払金		-		-	-	21,600
流動資産合計						47,934,217
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	県央愛川農業協同組合	-	基本財産積立	0	0	1,000,000
基本財産合計						1,000,000
(2) その他の固定資産						
建物附属設備	光LANケーブル	-	情報化推進事業として	297,000	141,075	155,925
構築物	ボランティア啓発塔など	-	ボランティア啓発に設置	1,291,500	1,291,499	1
車輛運搬具	事務、事業用車両など	-	事務、利用者送迎などに使用	24,119,534	24,062,232	57,302
器具及び備品	情報化推進事業パソコンなど	-	事務、事業運営用器具として使用	16,215,820	9,055,975	7,159,845
長期貸付金	借受者	-	運転資金として	0	0	834,500
緊急援護資金貸付金		-		0	0	834,500
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会	-	専任職員の退職に備えるため	0	0	68,954,770
退職給付引当資産		-		0	0	19,624,000
福利協会退職年金引当資産	神奈川県福利協会	-	専任職員などの福利厚生事業及び退職に備えるため	0	0	19,624,000
社会福祉基金積立資産	県央愛川農業協同組合	-	社会福祉、地域福祉推進を目的とする事業への活用	0	0	130,729,827
V活動振興基金積立資産	相愛信用組合	-	ボランティア活動の振興を目的とする事業への活用	0	0	34,179,368
財政調整基金積立資産	県央愛川農業協同組合ほか	-	組織、地域福祉推進の事業運営の安定化を図るため	0	0	61,780,000
その他の固定資産合計						323,475,538
固定資産合計						324,475,538
資産合計						372,409,755
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	光熱水費などの未払金	-		-	-	3,608,406
未払費用	非常勤職員給与などの未払費用	-		-	-	3,190,926
預り金		-		-	-	50,090
職員預り金		-		-	-	3,767,539
源泉所得税預り金	厚木税務署	-		-	-	179,616
住民税預り金	愛川町役場ほか	-		-	-	35,800
社会保険料預り金	日本年金機構 厚木年金事務所	-		-	-	3,552,123
流動負債合計						10,616,961

財産目録
平成31年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会
事業：法人全体

2 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
2 固定負債						
退職給付引当金		-		-	-	88,578,770
全社協退職給付引当金	専任職員 10名	-		-	-	68,954,770
福利協会退職給与引当金	専任職員、嘱託職員 16名	-		-	-	19,624,000
固定負債合計						88,578,770
負債合計						99,195,731
差引純資産						273,214,024

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。